

第4章 緑地現況調査

4-1 緑地の現況

4-1-1 施設緑地

(1) 都市公園

- ・本市の令和元(2019)年現在の都市公園は、24 箇所 19.17ha です。種別としては街区公園が 21 箇所、近隣公園が 2 箇所、地区公園が 1 箇所の内訳となっています。そのうち、都市計画公園が 9 箇所、その他の都市公園が 15 箇所となっています。
- ・都市公園の一人当たりの整備面積は、令和元(2019)年で 3.5 m²/人となりますが、都市公園の標準面積(10 m²/人)^{※1}を大きく下回り、岐阜県下の都市計画区域内 38 市町中、都市公園未設置の 1 市 4 町を除く 33 市町中第 29 位と低い状況となっています。

表 4-1-1 都市公園の整備状況（令和元(2019)年現在）

種 別				市街化区域(1)		市街化調整区域(2)		合 計(都市計画区域) (1)+(2)			行政 区域 人口
				整 備 量		整 備 量		整 備 量		一人当 たりの整 備面積 (㎡/人)	
				箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		
	住区 基幹 公園	街区公園	17	5.81	4	1.34	21	7.15	1.3	54,354 人	
		近隣公園	1	1.21	1	1.06	2	2.27	0.4	〃	
		地区公園	—	—	1	9.75	1	9.75	1.8	〃	
	都市 基幹 公園	総合公園	—	—	—	—	—	—	—	—	
		運動公園	—	—	—	—	—	—	—	—	
	基 幹 公 園 計		18	7.02	6	12.15	24	19.17	3.5	54,354 人	
	特 殊 公 園		—	—	—	—	—	—	—	—	
	都 市 緑 地		—	—	—	—	—	—	—	—	
	都 市 公 園 計		18	7.02	6	12.15	24	19.17	3.5	54,354 人	

注：行政区域人口は平成 27(2015)年国勢調査

※1 都市公園法施行令第 1 条の 2 によると市域における都市公園面積の標準は 10 m²/人以上、市街地(都市計画区域内における市街化区域)内における都市公園面積の標準は 5 m²/人以上とされている。なお、瑞穂市都市公園条例第 1 条の 3 によると本市の区域内の住民 1 人当たりの都市公園面積の標準は 8 m²/人以上としている。

- ・平成 21(2009)年から令和元(2019)年の 10 年間の都市公園面積の推移をみると、街区公園は 6 箇所(2.33ha)、地区公園は 1 箇所(9.75ha)増加していますが、近隣公園は 2 箇所(2.27ha)のまま増加していません。

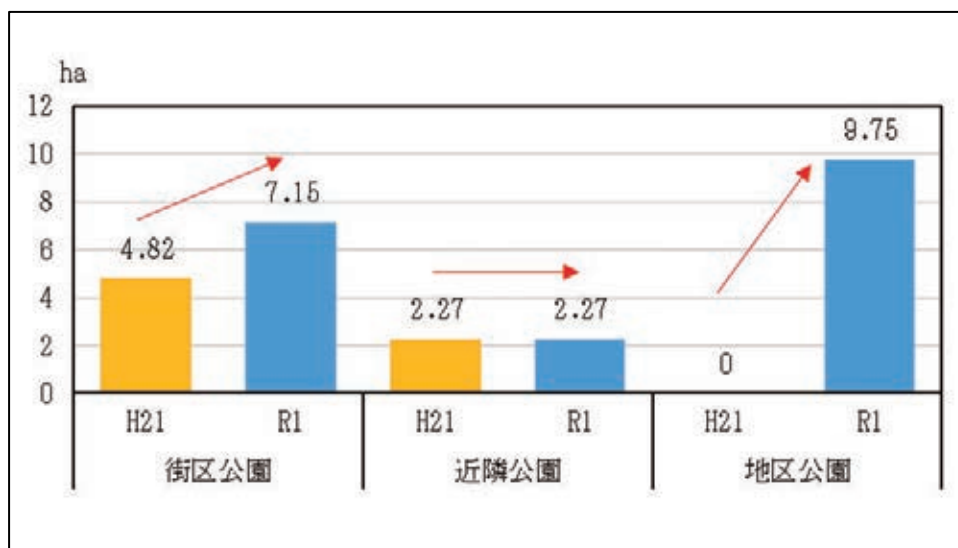


図 4-1-1 都市公園面積の推移（平成 21（2009）年～令和元（2019）年）

- ・「緑に関する市民アンケート調査」における「公園や広場の整備について」(P.28)の設問の回答では、「公園や広場の維持管理の充実」が 44.5%と最も多く、次いで「既設の公園や広場の再整備」44.0%、「公園や広場の新規整備」28.6%、「既設の公園や広場の機能の見直しや統廃合」18.8%となっています。公園維持管理の充実や再整備への要望が高くなっています。

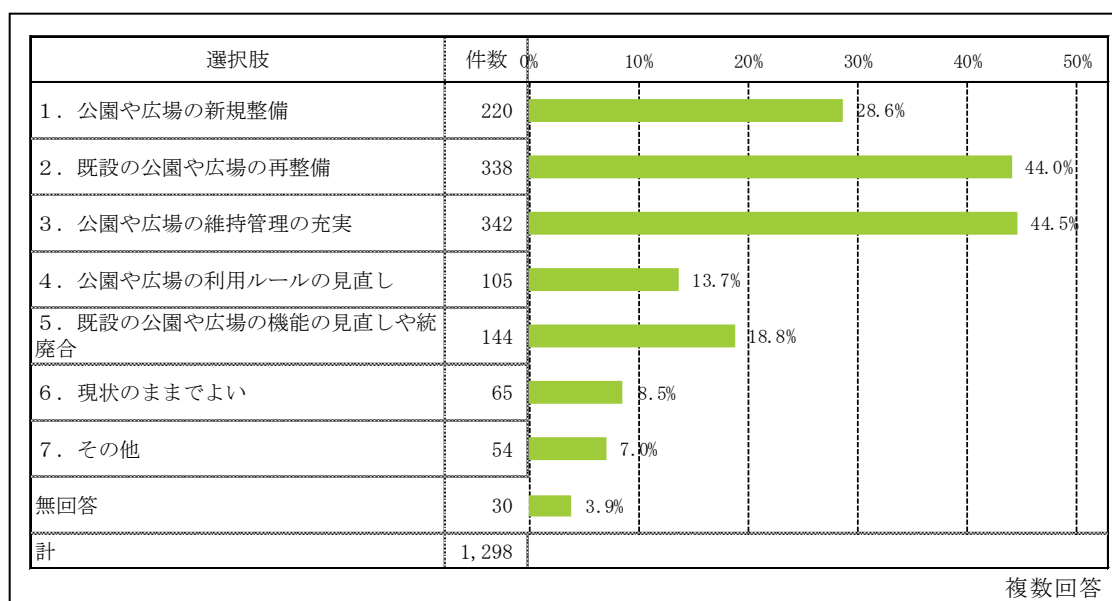


図 4-1-2 緑に関する市民アンケート調査（公園や広場の整備について）の回答結果

表 4-1-2 都市公園一覧

(単位:ha)

番号	名称	市街化区域 (1)	市街化調整 区域 (2)	都市計画区 域 (1)+(2)	準都市計画 区域	行政区域	備考
都市計画公園							
1	前畑公園	街区公園	0.21	0.21	—	0.21	※
2	上光公園	街区公園	0.27	0.27	—	0.27	※
3	馬場公園	近隣公園	1.21	1.21	—	1.21	※
4	滝坪公園	街区公園	0.25	0.25	—	0.25	※
5	高道公園	街区公園	0.25	0.25	—	0.25	※
6	真菰池公園	街区公園	0.21	0.21	—	0.21	※
7	彦内公園	街区公園	0.29	0.29	—	0.29	※
8	天待公園	街区公園	0.26	0.26	—	0.26	※
9	南流公園	街区公園	1.01	1.01	—	1.01	※
都市計画公園 計		3.96	0.00	3.96	—	3.96	
都市計画公園以外							
10	糸貫川河川公園	近隣公園		1.06	1.06	1.06	
11	せせらぎ公園	街区公園	0.84	0.84	—	0.84	※
12	十九条公園	街区公園	0.26	0.26	—	0.26	※
13	柳一色公園	街区公園	0.25	0.25	—	0.25	※
14	牛牧団地公園	街区公園	0.28	0.28	—	0.28	※
15	祖父江公園	街区公園		0.09	0.09	0.09	※
16	小簾紅園	街区公園		0.33	0.33	0.33	
17	穂南公園	街区公園		0.20	0.20	0.20	※
18	さい川さくら公園	地区公園		9.75	9.75	9.75	
19	上牛牧ふれあい公園	街区公園	0.27	0.27	—	0.27	※
20	野田公園	街区公園	0.27	0.27	—	0.27	※
21	野口公園	街区公園	0.26	0.26	—	0.26	※
22	井場公園	街区公園	0.34	0.34	—	0.34	※
23	豊かな緑どんぐり公園	街区公園	0.29	0.29	—	0.29	※
24	清流みどりの丘公園	街区公園		0.72	0.72	0.72	※
都市計画公園以外 計		3.06	12.15	15.21	—	15.21	
都市公園 計		7.02	12.15	19.17	—	19.17	

※指定緊急避難場所

資料:「都市公園一覧表」(令和元(2019)年)

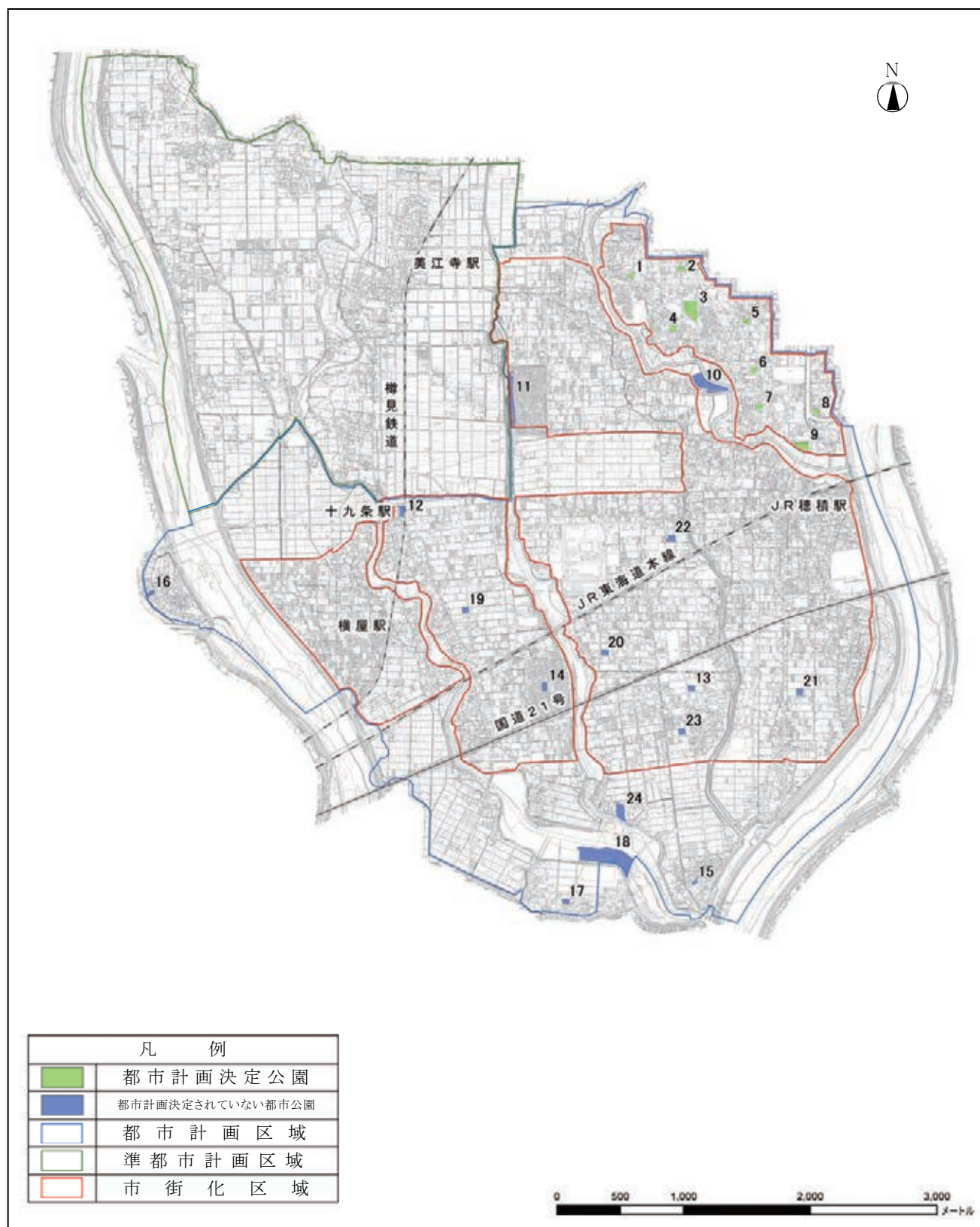


図 4-1-3 施設緑地現況図（都市公園）

(2) 公共施設緑地・民間施設緑地

- ・ 公共施設緑地は、都市公園以外の公有地で公園緑地に準じる機能を有する施設です。本市には緑地等公園や児童遊園地、グラウンド・広場・教育施設、市民農園があります。
- ・ 民間施設緑地は、民有地で公園緑地に準じる機能をもつ施設です。本市には、児童遊園地やグラウンド・広場・教育施設、市民農園があります。

表 4-1-3 公共施設緑地の状況

(単位:ha)

種別	市街化区域 (1)	市街化調整 区域 (2)	都市計画区 域 (1)+(2)	準都市計画 区域	行政区域
緑地等公園	0.65	5.92	6.57	1.32	7.89
児童遊園地	0.99	0.12	1.11	0.31	1.42
グラウンド・広場・教育施設	11.21	13.37	24.58	4.68	29.26
市民農園	0.18	0.10	0.28	0.00	0.28
公共施設緑地 計	13.03	19.51	32.54	6.31	38.85

表 4-1-4 民間施設緑地の状況

(単位:ha)

種別	市街化区域 (1)	市街化調整 区域 (2)	都市計画区 域 (1)+(2)	準都市計画 区域	行政区域
児童遊園地	1.46	0.87	2.33	0.78	3.11
グラウンド・広場・教育施設	3.86	0.00	3.86	0.00	3.86
市民農園	0.21	0.18	0.39	0.00	0.39
民間施設緑地 計	5.53	1.05	6.58	0.78	7.36

表 4-1-5 公共施設緑地一覧 (1/2)

(単位:ha)

番号	名称	市街化区域 (1)	市街化調整 区域 (2)	都市計画区 域 (1)+(2)	準都市計画 区域	行政区域	備考
緑地等公園							
1	馬場北川原緑地公園		0.05	0.05		0.05	
2	本田町裏ポケットパーク(北)		0.06	0.06		0.06	
3	本田町裏ポケットパーク(南)	0.08		0.08		0.08	
4	苗田橋緑地公園	0.03		0.03		0.03	
5	只越花と緑の公園(東)	0.06		0.06		0.06	
6	只越花と緑の公園(西)	0.08		0.08		0.08	
7	瑞穂市横堤公園	0.10		0.10		0.10	
8	中川河川公園	0.28		0.28		0.28	
9	牛牧野畑セントラルガーデン	0.02		0.02		0.02	
10	五六川親水公園		5.81	5.81		5.81	
11	犀川河川公園				0.38	0.38	
12	長護寺川水辺公園				0.05	0.05	
13	根尾川河川公園				0.89	0.89	
緑地等公園 計		0.65	5.92	6.57	1.32	7.89	
児童遊園地							
14	生津西川原児童遊園	0.10		0.10		0.10	
15	本田ニュータウン	0.03		0.03		0.03	
16	樫ノ木台東		0.01	0.01		0.01	
17	樫ノ木台中央	0.02		0.02		0.02	
18	樫ノ木台西		0.02	0.02		0.02	
19	本田第一保育所南		0.06	0.06		0.06	
20	別府駅北大共跡	0.06		0.06		0.06	
21	元警部補派出所	0.02		0.02		0.02	
22	伯母塚団地	0.05		0.05		0.05	
23	十九条ガーデン穂積	0.02		0.02		0.02	
24	下牛牧八幡神社西	0.13		0.13		0.13	
25	宝江道場南		0.03	0.03		0.03	
26	森天神神社				0.05	0.05	
27	重里北犀川橋東				0.06	0.06	
28	居倉分譲地内				0.02	0.02	
29	宮田南宮神社北				0.06	0.06	
30	森区公民館西				0.05	0.05	
31	十七条分譲地内				0.01	0.01	
32	十七条荒川公民館南				0.06	0.06	
33	只越緑地	0.02		0.02		0.02	
34	呂久中ノ町	0.02		0.02		0.02	
35	横屋大跡	0.02		0.02		0.02	
36	本田春日公園	0.09		0.09		0.09	
37	穂積字東原児童遊園	0.02		0.02		0.02	

資料:「緑地等公園一覧表」(令和元(2019)年)、「児童遊園地一覧表」(令和元(2019)年)

表 4-1-5 公共施設緑地一覧 (2/2)

(単位:ha)

番号	名称	市街化区域 (1)	市街化調整 区域 (2)	都市計画区 域 (1)+(2)	準都市計画 区域	行政区域	備考
38	中宮字江東児童遊園	0.12		0.12		0.12	
39	別府堤外公園	0.14		0.14		0.14	
40	只越さくら公園	0.12		0.12		0.12	
41	古橋字若宮児童遊園	0.01		0.01		0.01	
児童遊園地 計		0.99	0.12	1.11	0.31	1.42	
グラウンド・広場・教育施設							
42	中ふれあい広場				1.55	1.55	※
43	西ふれあい広場				1.44	1.44	※
44	南ふれあい広場	0.60		0.60		0.60	※
45	生津スポーツ広場 *1	2.65		2.65		2.65	※
46	穂積グラウンド	1.77		1.77		1.77	※
47	穂積第2グラウンド	0.53		0.53		0.53	※
48	巢南グラウンド				0.60	0.60	※※
49	糸貫川運動公園		1.09	1.09		1.09	
50	糸貫川グラウンド		0.85	0.85		0.85	
51	五六川グラウンド		0.80	0.80		0.80	
52	牛牧グラウンド		4.70	4.70		4.70	
53	穂積中学校 *2	0.97		0.97		0.97	※※
54	穂積北中学校 *2		4.24	4.24		4.24	※※
55	巢南中学校 *2		1.69	1.69		1.69	※※
56	穂積小学校 *2	1.01		1.01		1.01	※※
57	本田小学校 *2	0.73		0.73		0.73	※※
58	牛牧小学校 *2	0.73		0.73		0.73	※※
59	生津小学校 *3	1.08		1.08		1.08	※※
60	西小学校 *3				0.68	0.68	※※
61	中小学校 *3				0.41	0.41	※※
62	南小学校 *3	1.14		1.14		1.14	※※
グラウンド・広場・教育施設 計		11.21	13.37	24.58	4.68	29.26	
市民農園							
63	本田農園 *4		0.10	0.10		0.10	
64	祖父江農園 *4	0.08		0.08		0.08	
65	十九条農園 *4	0.10		0.10		0.10	
市民農園 計		0.18	0.10	0.28	0.00	0.28	

*1 グラウンドとテニスコートの面積 *2 運動場面積+緑化面積(図上計測)

*3 運動場面積(校庭緑化面積を含む) *4 全体面積

※ 指定緊急避難場所 ※※ 指定緊急避難場所・広域避難場所

資料:「瑞穂市公民館・体育施設利用の手引き」(令和元(2019)年)、
「市民農園開設状況一覧表」(令和元(2019)年)

表 4-1-6 民間施設緑地一覧

(単位:ha)

番号	名称	市街化区域 (1)	市街化調整 区域 (2)	都市計画区 域 (1)+(2)	準都市計画 区域	行政区域	備考
児童遊園地							
1	仁井公民館	0.03		0.03		0.03	
2	仁井ふれあい広場	0.12		0.12		0.12	
3	座倉春日神社				0.02	0.02	
4	田之上新月公民館南				0.06	0.06	
5	本田緑町南	0.10		0.10		0.10	
6	本田緑町北	0.10		0.10		0.10	
7	呂久児童遊園		0.28	0.28		0.28	
8	勝速神社	0.07		0.07		0.07	
9	村中稲荷神社	0.11		0.11		0.11	
10	前所白髭神社	0.16		0.16		0.16	
11	柳一色八幡神社西	0.04		0.04		0.04	
12	野白新田八幡神社		0.19	0.19		0.19	
13	十九条津島神社	0.24		0.24		0.24	
14	下牛牧八幡神社東	0.10		0.10		0.10	
15	宝江神明神社		0.16	0.16		0.16	
16	居倉公民館北				0.13	0.13	
17	田之上北野神社北				0.17	0.17	
18	十七条若宮神社南				0.07	0.07	
19	熊野神社				0.20	0.20	
20	下穂積児童遊園		0.09	0.09		0.09	
21	重里八幡神社西				0.13	0.13	
22	セザール西公園	0.02		0.02		0.02	
23	横屋中吹公園	0.37		0.37		0.37	
24	上本田小橋ひまわり		0.15	0.15		0.15	
児童遊園地 計		1.46	0.87	2.33	0.78	3.11	
グラウンド・広場・教育施設							
25	旭化成グラウンド	1.02		1.02		1.02	※
26	朝日大学	2.84		2.84		2.84	※
グラウンド・広場・教育施設 計		3.86	0.00	3.86	0.00	3.86	
市民農園							
27	ファミリー健康農園 第二 ^{*1}		0.18	0.18		0.18	
28	市民農園 ^{*1}	0.21		0.21		0.21	
市民農園 計		0.21	0.18	0.39	0.00	0.39	

*1 全体面積 ※ 指定緊急避難場所

資料:「児童遊園地一覧表」(令和元(2019)年)、
「瑞穂市公民館・体育施設利用の手引き」(令和元(2019)年)、
「市民農園開設状況一覧表」(令和元(2019)年)

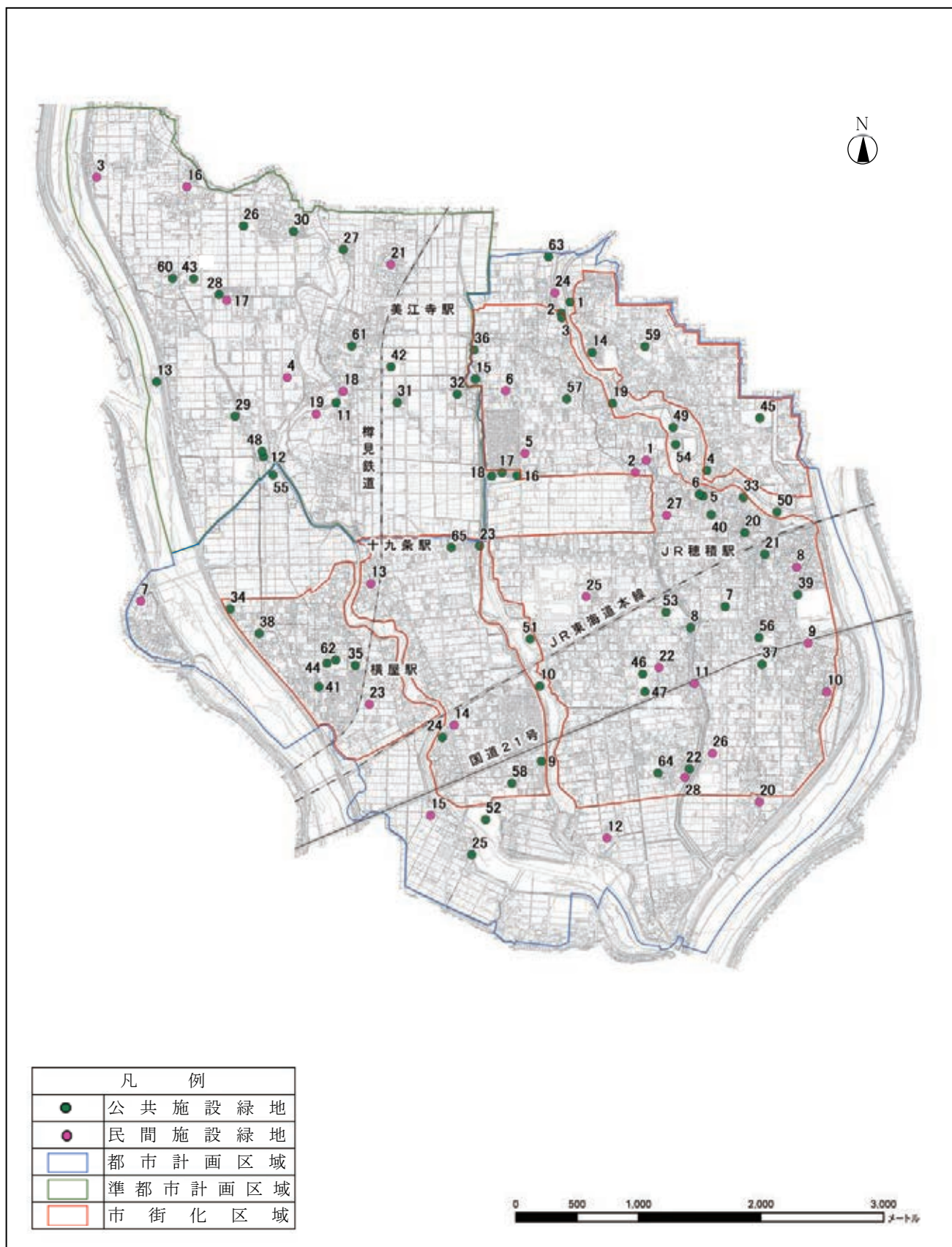


図 4-1-4 緑地現況図（公共施設緑地・民間施設緑地）

(3) 都市公園等の配置状況

- 本市の公園整備では、都市公園による公園整備のほかに、緑地等公園や児童遊園地などが配置されています。以下の図では、都市公園及び緑地等公園、児童遊園地などの都市公園に準ずる機能を有する施設と誘致圏を落とし込み、都市公園等の不足するエリアを示したものです。市内各地で、都市公園等の不足エリアが見られます。

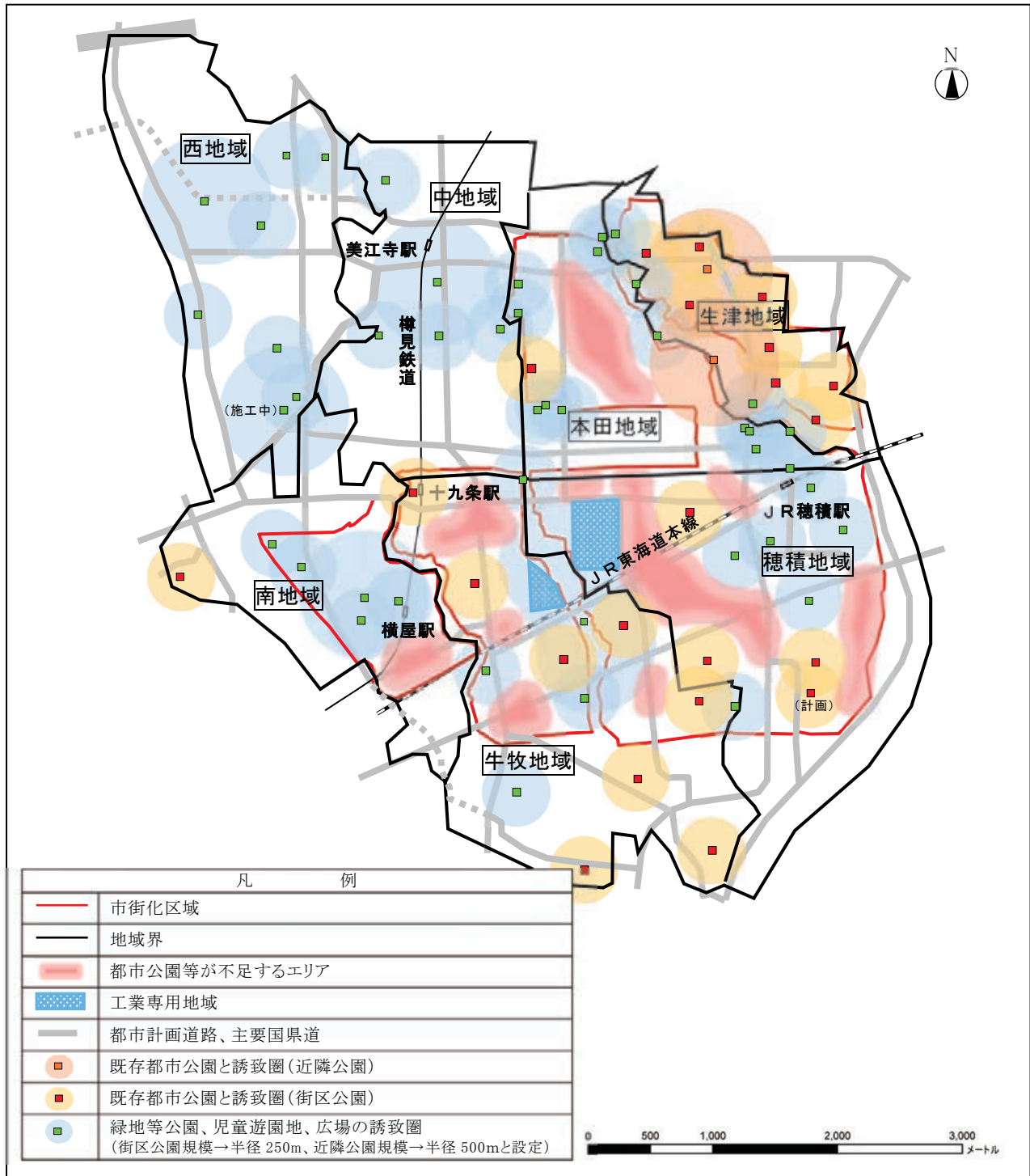


図 4-1-5 都市公園等の不足エリア

4-1-2 地域制緑地

本市には、地域制緑地として農業振興地域農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第八条第 2 項第 1 号)と河川区域(河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第六条)があります。農業振興地域農用地区域は市西部の市街化調整区域の一部や準都市計画区域において広く指定され、河川区域は 18 本の一級河川に指定されています。

本市における地域制緑地は以下の表のとおりです。

表 4-1-7 緑地現況量の計量

(単位:ha)

	市街化区域 (1)	市街化調整 区域(2)	都市計画区域 (1)+(2)	準都市計画 区域	行政 区域
農業振興地域農用 地区域 ^{※1}	0.00	58.46	58.46	349.94	408.40
河川区域 ^{※2}	15.00	407.65	422.65	70.00	492.65
地域制緑地 計	15.00	466.11	481.11	419.94	901.05

※1 農業振興地域農用地区域の市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域、準都市計画区域の数値は、令和 2(2020)年 1 月の比率で配分

※2 図面計上



図 4-1-6 緑地現況図（地域制緑地）

4-1-3 緑地を伴う文化財

文化財のうち、緑地を伴う文化財を以下にまとめました。ただし、これらは記念物としての扱いのため緑地としての面積計上はしていません。

なお、小簾紅園の面積については都市公園で計上しています。

表 4-1-8 緑地を伴う文化財

指定区分	番号	種別	種目	名称	所在地
市指定文化財	01	記念物	史跡	伊久良河宮跡	居倉
	02	記念物	史跡	美江寺城跡	美江寺
	03	記念物	史跡	土地改良記念公園	重里
	04	記念物	史跡	小簾紅園	呂久
	05	記念物	史跡	西堀弥市顕彰碑	生津外宮前町
	06	記念物	天然記念物	秋葉神社の大イチョウ	穂積
	07	記念物	天然記念物	富有柿の母木	居倉
	08	記念物	天然記念物	ハリヨとその生息地	十七条、十八条
	09	記念物	天然記念物	白鳥神社のイチョウ	呂久
	10	記念物	天然記念物	教泉寺のマキ	田之上
	11	記念物	天然記念物	居倉天神神社のクス	居倉
	12	記念物	天然記念物	熊野神社のモチ	十七条
	13	記念物	天然記念物	念徳寺のボダイジュ	居倉
県指定文化財	14	記念物	天然記念物	藤九郎ギンナン	只越

※ 緑地として扱えるものを選択

資料:「瑞穂市ガイドブック(みずほ散策路)」

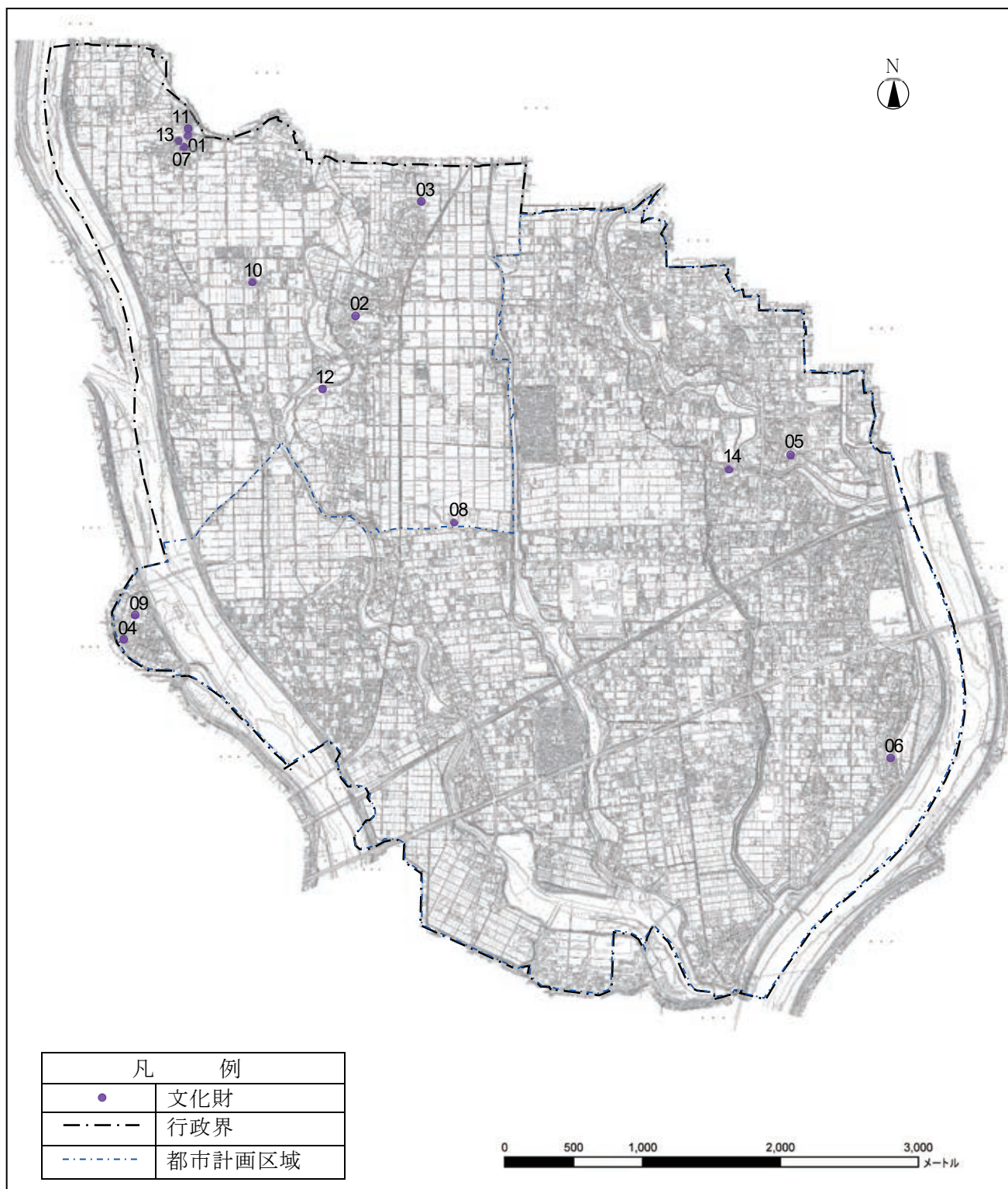


図 4-1-7 文化財位置図（緑地を伴うもの）

資料:「瑞穂市ガイドブック(みずほ散策路)」

4-1-4 緑地現況量のまとめ

施設緑地と地域制緑地における緑地現況量の総計は、以下の表のとおりです。

表 4-1-9 緑地現況量の計量

(単位:ha)

区分			市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)+(2)	準都市計画区域	行政区域
施設緑地	都市公園		7.02	12.15	19.17	0.00	19.17
	公共施設緑地		13.03	19.51	32.54	6.31	38.85
	民間施設緑地		5.53	1.05	6.58	0.78	7.36
	施設緑地の重複		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	施設緑地 計		25.58	32.71	58.29	7.09	65.38
地域制緑地	法によるもの	農業振興地域農用地区域	0.00	58.46	58.46	349.94	408.40
		河川区域	15.00	407.65	422.65	70.00	492.65
	地域制緑地間の重複		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	地域制緑地 計		15.00	466.11	481.11	419.94	901.05
	施設緑地・地域制緑地間の重複※			0.00	8.55	8.55	0.00
緑地現況量 計			40.58	490.27	530.85	427.03	957.88

※都市公園と河川区域の重複

4-2 緑化の現況

4-2-1 道路緑化状況

主要道路を中心に街路樹による道路緑化が行われています。

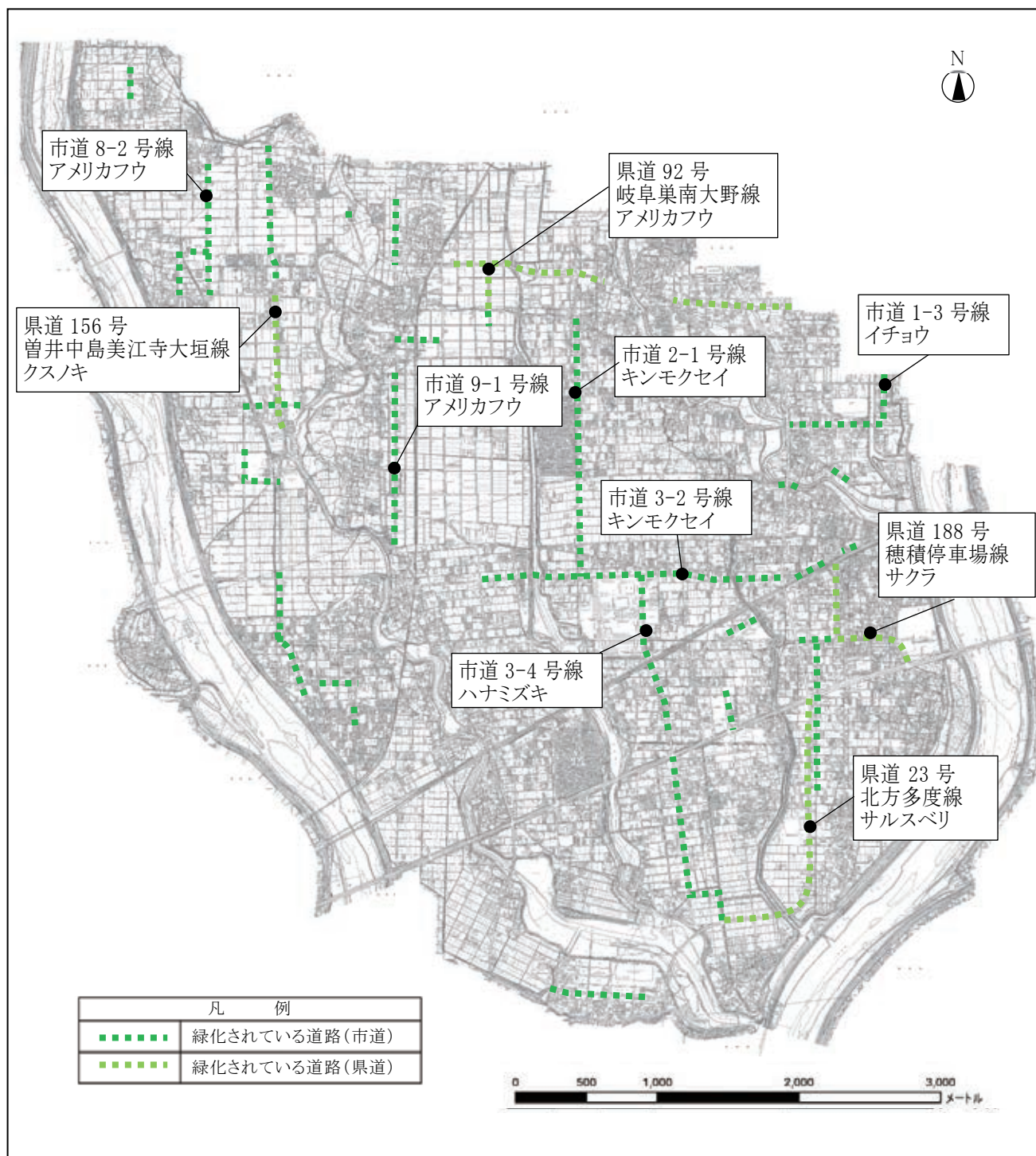


図 4-2-1 道路緑化の状況



市道 4-1 号線
(瑞穂市役所穂積庁舎付近)



県道 188 号穂積停車場線
(JR 穂積駅南)



県道 156 号曾井中島美江寺大垣線
(巢南公民館付近)



県道 23 号北方多度線
(朝日大学付近)

4-2-2 公共施設の緑化

市役所や市民センターなどの公共施設は緑化が行われており、まちの緑として潤いや木陰を提供しています。



瑞穂市役所（穂積庁舎）



市民センター



アクアパークすなみ



西部複合センター(大月浄水公園)



瑞穂市役所巢南庁舎



巢南グラウンド



巢南中学校



穂積北中学校

学校における緑化率(敷地に対する緑化面積の割合)は以下の表のとおりです。

表 4-2-1 学校における緑化率

学校名	緑化面積(ha)	敷地面積(ha)	緑化率
穂積中学校	0.19	3.65	5%
穂積北中学校	0.79	5.26	15%
巢南中学校	0.41	3.16	13%
生津小学校	0.84	2.07	41%
本田小学校	0.13	1.72	8%
穂積小学校	0.11	2.13	5%
牛牧小学校	0.10	2.03	5%
西小学校	0.54	1.44	38%
中小学校	0.47	1.65	28%
南小学校	0.56	2.17	26%
平均	0.41	2.53	16%

※算出:緑化面積は航空写真からの読み取り(芝生を含む)、
敷地面積は瑞穂市市勢要覧による

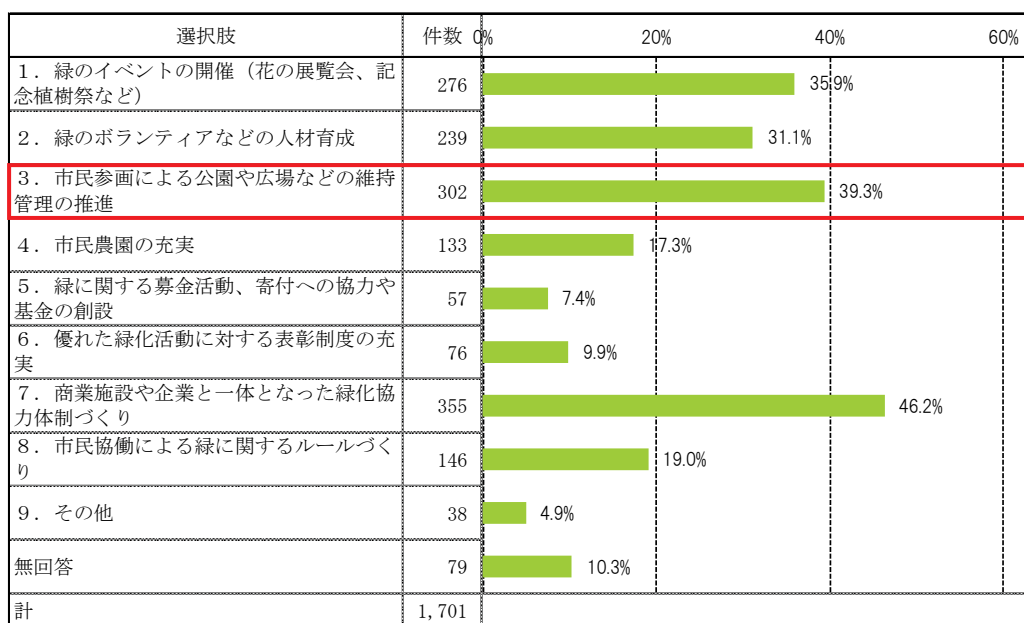
4-2-3 公園の維持管理

公園の遊具やトイレなどの施設については、市が点検等を行い、維持管理を行っています。また、清掃や除草などの作業について、一部の公園では地元自治会が担っているケースがあります。

緑に関する市民アンケート調査では、緑のまちづくりの推進にあたり必要な施策について設問をしていますが、「市民参画による公園や広場などの維持管理の推進」に対し約 4 割の人が選択をされており、維持管理への関心が高くなっていることがうかがえます。

問6 緑のまちづくりや緑に関する活動を充実させるために、今後、瑞穂市にはどのようなことが必要だと思いますか。該当する番号を3つまで選び○をつけてください。

- ・ 「商業施設や企業と一体となった緑化協力体制づくり」が46.2%で最も多く、次いで、「市民参画による公園や広場などの維持管理の推進」39.3%、「緑のイベントの開催（花の展覧会、記念植樹祭など）」35.9%、「緑のボランティアなどの人材育成」31.1%の順となっている。



複数回答

図 4-2-2 緑に関する市民アンケート調査（緑に関する活動の充実を図るために必要なこと）の回答結果

第5章 緑の評価

5-1 機能別の整理

5-1-1 緑の4つの機能

都市における緑の4つの機能から、現状を整理し評価を行います。以下の表に、各機能の項目と、それを構成する要素を整理します。

表 5-1-1 緑の4つの機能と構成する要素

機能	機能の定義	項目	構成する要素
環境保全機能	自然との共生や環境への負荷の低減に資するような存在を重視した機能	(1)都市の骨格の形成	山岳地、丘陵地、河川といった都市の骨格を形成しているもの
		(2)優れた自然	良好な水辺など優れた自然が存在する区域
		(3)優れた歴史風土	史跡、社寺林など伝統文化と結びついた区域
		(4)優れた農林業地	農地、林地等の環境保全に資する生産力の高い区域
		(5)動植物の保全	動植物の保全に必要な区域
		(6)都市の環境の維持・改善	都市環境の維持または改善に寄与する緑地
レクリエーション機能	多様化するレクリエーション需要に応え、日常的あるいは広域的な健康・レクリエーション・交流活動に対処しうるような利用を重視した機能	(1)自然とのふれあいの場	自然や土とのふれあいに応える自然度の高い緑地
		(2)日常圏におけるレクリエーションの場	日常的なレクリエーションの場となる身近な緑地
		(3)広域圏におけるレクリエーションの場	広域的なレクリエーションの場として必要な緑地
防災機能	災害の防止・軽減、あるいは防災活動の拠点としての役割を果たす機能	(1)避難場所	災害から人命を守り、避難場所として機能する緑地
		(2)災害に強い都市構造の形成	延焼遮断空間を形成するための機能を有する緑地
		(3)多様な防災活動拠点の確保	防災活動拠点や一時的な生活拠点等の機能を有する緑地
景観形成機能	市街地を取り囲み郷土景観を形づくる緑地、市街地内のランドマーク、シンボルとなる緑地など、特色あるまちづくりに資するような都市景観を重視した機能	(1)都市を代表する景観	瑞穂市を代表する景観を支えている緑地
		(2)地区や住区の良い景観	各地区の良い景観を支えている緑地
		(3)景観のシンボルとなる場所	ランドマーク、アイストップとなる緑地
		(4)都市景観の創出・保全が必要な地区	都市景観の向上が期待される地区に関連する緑地

参考:「新編 緑の基本計画ハンドブック」

5-1-2 環境保全機能

環境保全機能に関する指標項目は、「都市の骨格の形成」、「優れた自然」、「優れた歴史風土」、「優れた農林業地」、「動植物の保全」、「都市の環境の維持・改善」に分類し、該当する緑地を抽出します。

(1) 都市の骨格の形成

- ・ 大小さまざまな河川により、都市の骨格が形成されている。
- ・ 濃尾平野の北西方にあたり、山地がなく平坦な地形である。

【該当する緑】一級河川(長良川、揖斐川等)

(2) 優れた自然

- ・ 良好な水辺を有する河川が多い。

【該当する緑】一級河川(犀川、五六川等)

(3) 優れた歴史風土

- ・ 市内各所に社寺が点在し、社寺林を有するものも多い。
- ・ 中山道沿いの美江寺宿や小簾紅園など、歴史を感じる場所が残る。
- ・ 特産である富有柿の母木など天然記念物に指定されている樹木がある。

【該当する緑】社寺林、中山道(美江寺宿、小簾紅園)、五六閘門、天然記念物(樹木)

(4) 優れた農林業地

- ・ 準都市計画区域を中心に広がる農業振興地域農用地区域は、環境保全に資する生産力が高い農地である。
- ・ 特産の柿などを栽培している農地が多く見られる。

【該当する緑】農業振興地域農用地区域、特産の柿などを栽培する農地

(5) 動植物の保全

- ・ 河川は、動植物が生息する空間として貴重である。(ナマズ、モズクガニ、コイ、フナなど)
- ・ 絶滅危惧種に選定されているハリヨの生息地がある。
- ・ 準都市計画区域を中心に広がる農地は、カエルやトンボなどの生物の生息空間となっている。

【該当する緑】河川、ハリヨ生息地、農地

(6) 都市の環境の維持・改善

- ・ 風の通り道になる河川や、市街地での重要な緑を有する近隣公園以上の都市公園や公共施設緑地、道路に配植された街路樹などは、快適な生活環境の維持、環境負荷の軽減に寄与する。

【該当する緑】一級河川、近隣公園以上の都市公園・公共施設緑地、街路樹

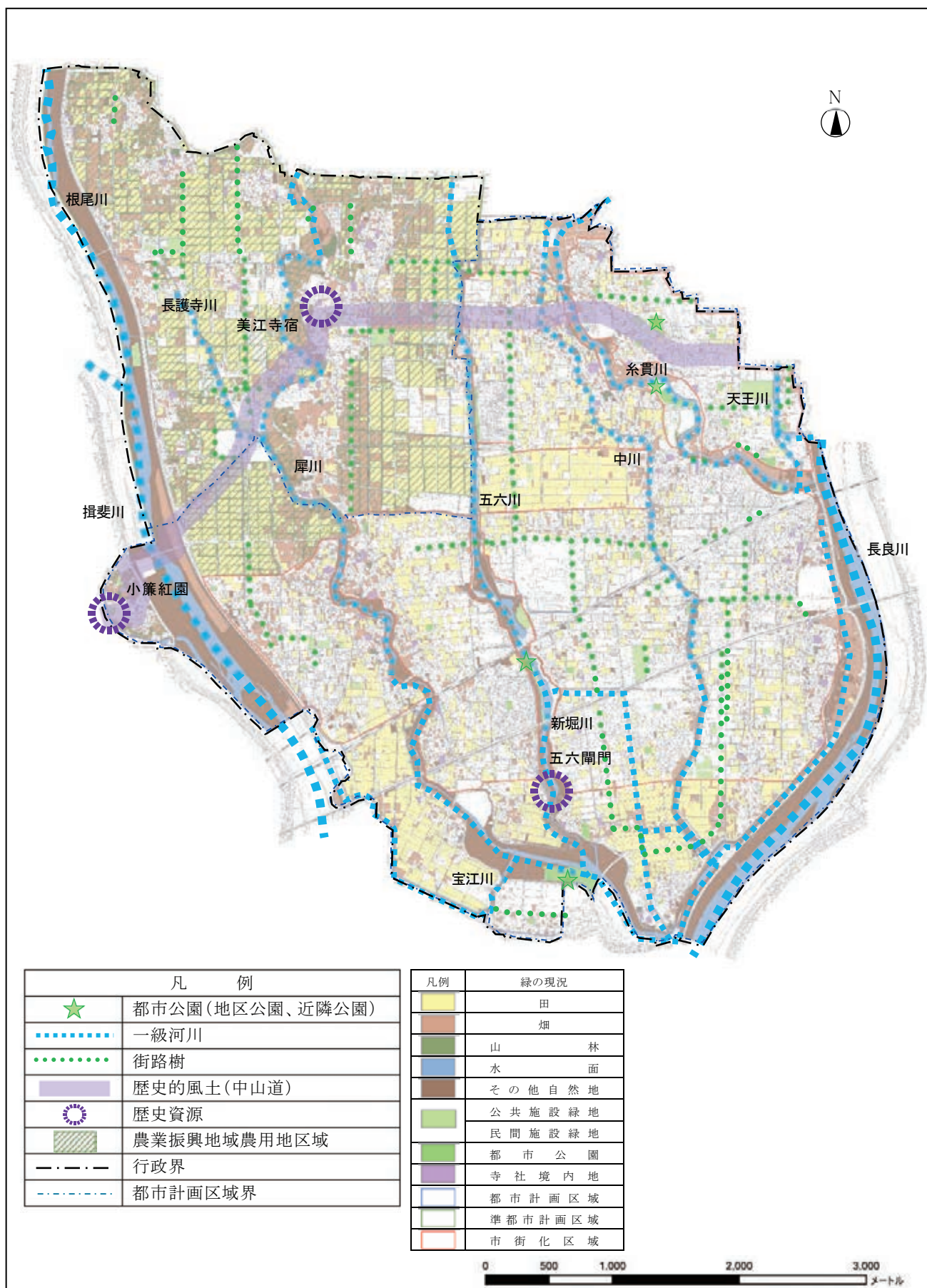


図 5-1-1 環境保全機能 評価図

5-1-3 レクリエーション機能

レクリエーション機能に関する指標項目は、「自然とのふれあいの場」、「日常圏におけるレクリエーションの場」、「広域圏におけるレクリエーションの場」に分類し、該当する緑地を抽出します。

(1) 自然とのふれあいの場

- ・ 河川や河川沿いの緑地は、自然とふれあえる場所である。
- ・ 農作業を通して自然とふれあえる市民農園が点在する。

【該当する緑】一級河川(犀川、五六川等)、市民農園

(2) 日常圏におけるレクリエーションの場

- ・ 生津地域は、都市公園が適正に配置されている。
- ・ 市内には都市公園が不足している地区が見られる。
- ・ 市民全般を対象とする都市基幹公園(総合公園、運動公園)は未整備である。
- ・ 都市公園の不足を緑地等公園や児童遊園地などが補完している。
- ・ 中川の桜並木や美江寺宿の桜並木は身近なレクリエーションの場となっている。
- ・ 本市の人口は、岐阜県下第1位の人口伸び率で、若年層の比率が高い都市となっており、それに対応したレクリエーションニーズへの配慮が求められる。

【該当する緑】都市公園、緑地等公園、児童遊園地、グラウンド・広場・教育施設、桜並木(中川、美江寺宿)

(3) 広域圏におけるレクリエーションの場

- ・ 中山道沿いの美江寺宿や小簾紅園など、歴史を感じる場所が残る。
- ・ さい川さくら公園は、大垣市と共に地区公園として整備され、憩いの場として近隣市町からも利用されている。

【該当する緑】中山道(美江寺宿、小簾紅園)、五六閘門、さい川さくら公園(地区公園)

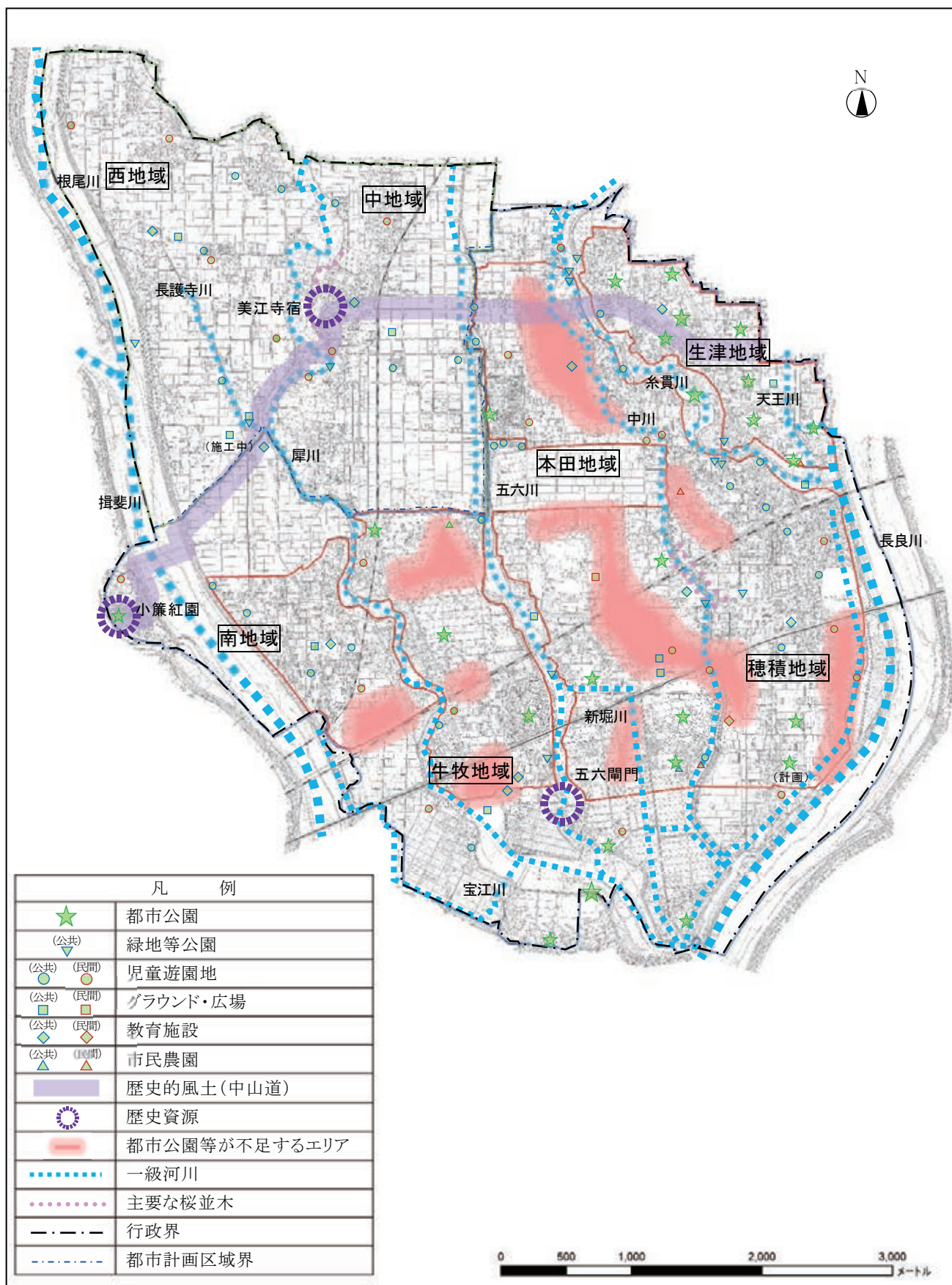


図 5-1-2 レクリエーション機能 評価図

5-1-4 防災機能

防災機能に関する指標項目は、「避難場所」、「災害に強い都市構造の形成」、「多様な防災活動拠点の確保」に分類し、該当する緑地を抽出します。

(1) 避難場所

- ・ 地震、洪水のハザードマップにより、災害による危険性の把握ができ、公園などは避難場所に指定されている。

【該当する緑】都市公園、グラウンド・広場・教育施設

(2) 災害に強い都市構造の形成

- ・ 公園、河川や街路樹が、延焼遮断空間を形成している。
- ・ 保水機能を有する農地は、防災や減災の役割を担う。

【該当する緑】都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、一級河川、農地、街路樹

(3) 多様な防災活動拠点の確保

- ・ グラウンドや広場等は、救助・救援活動の拠点や、防災活動の拠点となる。
- ・ グラウンドや広場等の配置に地域的なばらつきがある。
- ・ 緑に関する市民アンケート調査でも、普段からグラウンドや広場等を防災活動の場として活用するとの意見が見られる。
- ・ 防災拠点となる近隣公園への防災施設の整備や、維持管理・施設更新が必要である。

【該当する緑】グラウンド・広場・教育施設、公共施設、指定緊急避難場所、広域避難場所

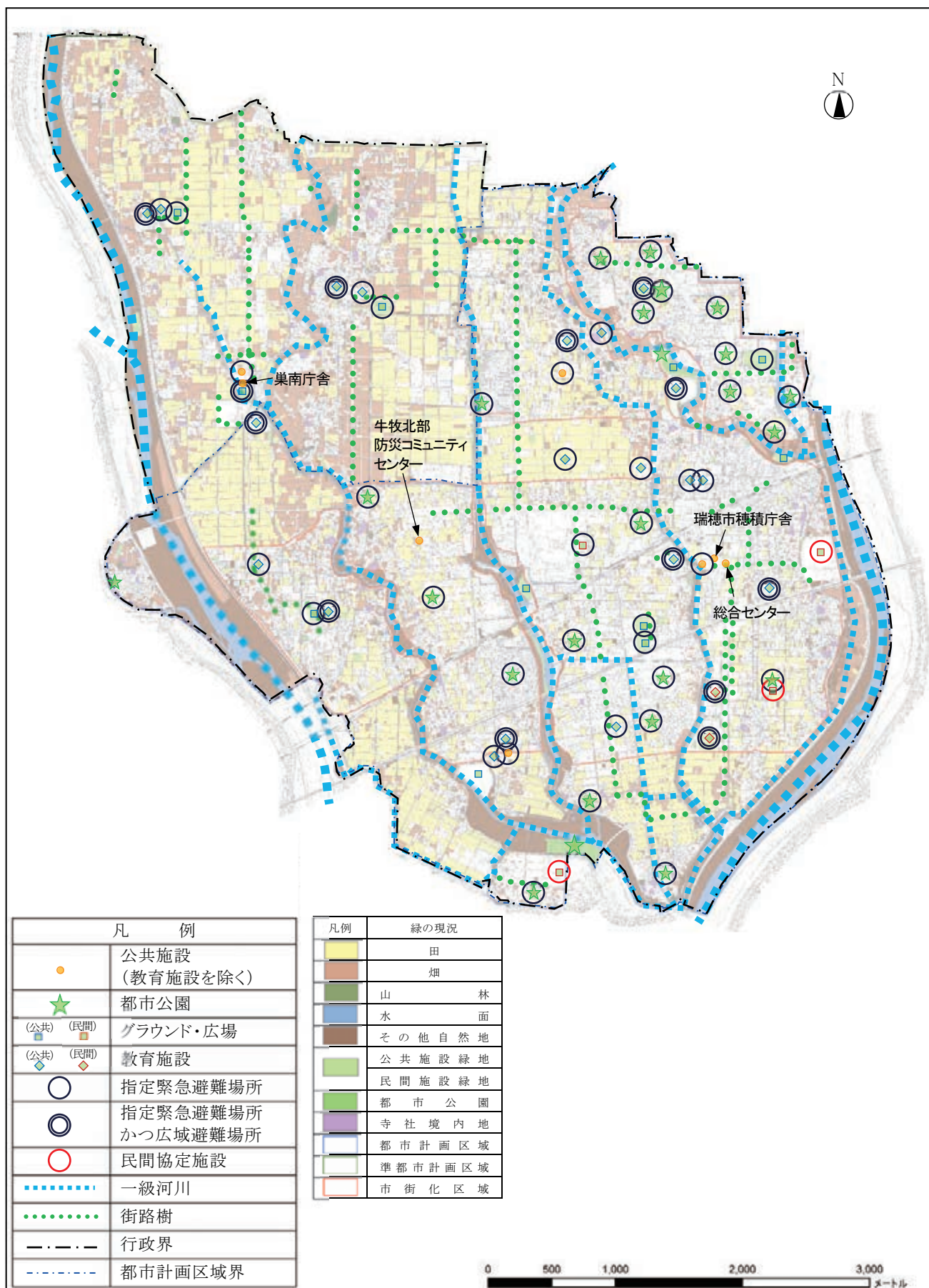


図 5-1-3 防災機能 評価図

5-1-5 景観形成機能

景観形成機能に関する指標項目は、「都市を代表する景観」、「地区や住区の良い景観」、「景観のシンボルとなる場所」、「都市景観の創出・保全が必要な地区」に分類し、該当する緑地を抽出します。

(1) 都市を代表する景観

- ・ 市内を流れる河川及び河川沿いの緑地は、本市の特徴的な景観である。
- ・ 中山道沿いの美江寺宿や小簾紅園など、歴史を感じる場所が残る。
- ・ 特産の柿を栽培している農地が多く見られ、田園風景が広がる。

【該当する緑】一級河川、中山道(美江寺宿、小簾紅園)、五六閘門、農地(柿など)

(2) 地区や住区の良い景観

- ・ 土地の起伏が少なく、平野が広がる本市にとって、社寺林は重要な緑地である。

【該当する緑】社寺林

(3) 景観のシンボルとなる場所

- ・ 美江寺宿の桜並木や中川沿いの桜並木は、本市の名所である。
- ・ 市内各所にある街路樹は、連続性のある緑として街並みに風格を与える機能を有している。

【該当する緑】桜並木、街路樹

(4) 都市景観の創出・保全が必要な地区

- ・ JR 穂積駅周辺は、まちの顔であり、景観形成の重点的な場所である。
- ・ 五六閘門は水害から地域を守るために、伝統的技法で造られた貴重な歴史的構造物である。
- ・ 中山道沿いの美江寺宿や小簾紅園などは、今後も歴史的資産として保全すべき景観である。

【該当する緑】JR 穂積駅周辺、五六閘門、中山道(美江寺宿、小簾紅園)

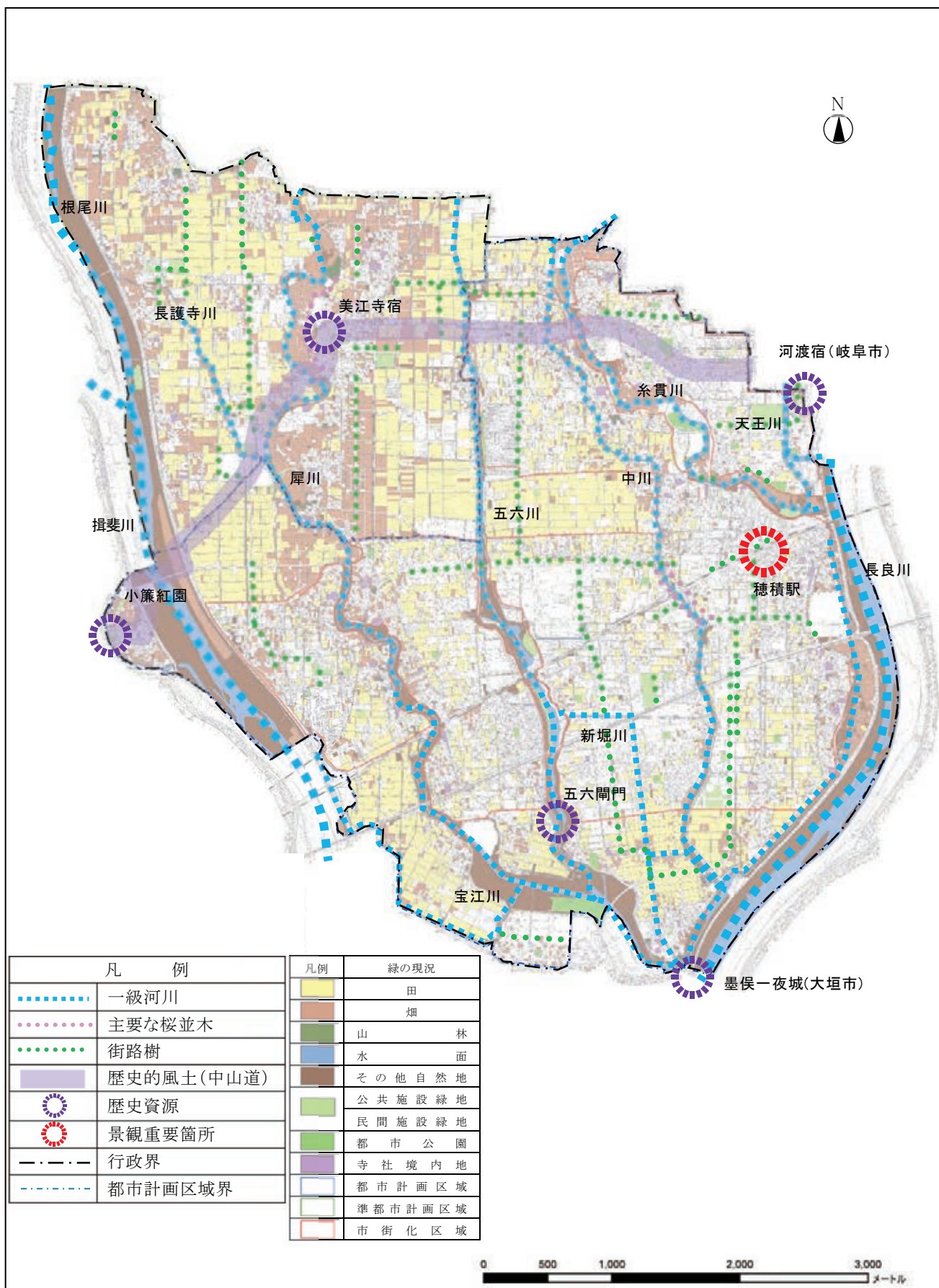


図 5-1-4 景観形成機能 評価図

上位計画による位置付け

- 岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 【都市づくりの基本理念】
- 豊かな自然・歴史・文化に恵まれ 高度で多様な都市機能が集積した中心市街地と身近な生活拠点が互いに連携し、快適に暮らせる県の中心都市の創造
- 瑞穂市都市計画マスタープラン
- 【都市の将来像】
- 誰もが未来を描けるまち 瑞穂
- 【分野別都市づくり計画】
- ・安全、快適な道づくり
 - ・公園の整備
 - ・緑豊かで潤いのある空間づくり
 - ・都市基盤の整備
 - ・適正、合理的な土地利用
 - ・防災性の向上
 - ・良好な景観の形成
 - ・地球環境の保全

緑に関する主な法改正

- 都市緑地法
- ・民間による市民緑地の整備
 - ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- 都市公園法
- ・社会福祉施設の占用許可対象への追加
 - ・公園施設の設置管理に係る公募選定制度の創設
 - ・都市公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸
 - ・都市公園の活性化に関する協議会の設置
- 生産緑地法
- ・生産緑地地区の面積要件の緩和等
 - ・生産緑地地区における建築規制の緩和
- 都市計画法
- ・田園住居地域の創設

市民アンケート

- | | | | |
|---------------------------------|--|---|---|
| ■回答者
【アンケート配布数】
有効 1989 通 | ■緑のまちづくりについて
【緑の満足度】
学校等公共施設や河川沿いの緑への満足度は高いが、駅周辺の緑に対しては低い
【緑に関する現状の活動】
住宅の緑化に取り組む人が多い
【今後の緑のまちづくりについて】
公園・広場、街路樹を守り育てる
【必要と思われる緑の施策】
企業等と一体となった緑化体制の構築 | ■公園・広場について
【公園の利用状況】
休憩、健康づくりの場所として利用
【今後やってみたいこと】
のんびりするが多数だが、売店やカフェでくつろぐとの意見もある
【今後の公園や広場の整備】
維持管理の充実と、既設公園・広場の再整備が多い | ■景観(風景)について
【好きな景観、大切にしたい景観】
遠くに見える山々、水辺の意見が多い
【景観整備に必要なこと】
街路樹や公共施設等の緑化推進、景観方針の策定が多い
■自由意見
・河川の緑の保全、駅前や街路について魅力が感じられる景観の整備 |
|---------------------------------|--|---|---|

現況調査の結果

- 環境保全機能
- 18本の河川が都市の骨格を形成、良好な水辺を有する。
 - 貴重な緑として社寺林が点在する。
 - 農地は環境保全に資する緑地であるとともに、多様な生物の生息空間となっている。
 - 河川、公園、街路樹などは環境負荷の軽減に寄与する。
- レクリエーション機能
- 河川及び河川沿いの緑地は、自然とふれあえる場所である。
 - 都市公園の不足を緑地等公園や児童遊園地などが補完しているが、一部に公園等の不足エリアがみられる。今後、人口の増加も想定され、幼年層の公園利用が増加する。
 - さい川さくら公園や、中山道沿いの美江寺宿など、近隣市町から来訪される場所がある。
- 防災機能
- 避難場所に指定されている公園などがある。
 - 公園、河川や街路樹は延焼遮断空間を形成している。
 - 保水機能を有する農地は、防災・減災の役割を担う。
 - グラウンドや広場等は災害時の活動拠点に指定されている。
- 景観形成機能
- 市内を流れる河川は本市を代表する特徴的な景観である。
 - 小簾紅園など今後も保全すべき歴史的景観が多い。
 - 特産の柿を栽培するなど、四季を感じる農地が広がる。
 - 桜並木や街路樹は、連続性のある緑として街並みに風格を与えている。
 - JR穂積駅周辺はまちの顔であり景観形成の重点的な場である。

評価のまとめ

◆環境保全機能における評価

- ・河川は、市の特徴であり、保全と活用が必要である。
- ・社寺林はまち中に残る貴重な緑として、保全する必要がある。
- ・農地の継続的な維持保全とまちづくりへの活用を行うことが必要である。
- ・街路樹は環境や景観の向上に寄与することから、河川や公園緑地と併せ、緑のネットワークを構成する緑地として保全が必要である。

◆レクリエーション機能における評価

- ・本市の特徴である河川沿いの緑地を活用した緑地配置や緑のネットワークづくりを検討する必要がある。
- ・都市公園は、市民のニーズに対応しながら、計画的な新規配置や既存公園の再整備が必要である。整備にあたっては、人口が増加している若い世代のまちであり、子育ての支援や健康づくりの場、高齢化社会への対応を図った憩いの緑づくりが求められる。
- ・地域とかわりを持った公園等の維持管理により、地域に愛される公園づくりを行うことが必要である。
- ・広域型緑地については、広域圏での連携を推進する必要がある。

◆防災機能における評価

- ・公園やグラウンド、広場は、重要な災害時の活動拠点として維持していくことが必要である。
- ・避難場所になり得る十分な機能を有した緑地などを確保することが求められる。

◆景観形成機能における評価

- ・市の特徴(河川、農地、歴史、人口増等)を活かしたまちづくりに緑を活用することが必要である。
- ・JR穂積駅周辺や歴史的資源など、まちの顔となるような場所について、重点的に緑化を推進することが必要である。
- ・中山道沿いなどの歴史的資源や桜並木などを継承し、まちづくり資源として保全・活用することが必要である。
- ・自治会や民間企業などの緑化活動へ参画や、多様な手法による緑のまちづくり推進に向けた検討が必要である。

図 5-2-1 機能別の評価

◆《市内全域》

- ・河川は、市の特徴であり、保全・活用を行う必要がある。
- ・街路樹は環境、景観面での効能から、既設区間を維持していくことが求められる。
- ・農地が担っている役割を考慮し、継続的な維持保全を推進していく必要がある。
- ・社寺林はまち中に残る重要な緑として、保全する必要がある。

◆《市内全域》

- ・都市公園は、地域のニーズに対応しながら、計画的な配置が求められる。特に都市公園が不足している地区への配置が必要である。

◆《市内全域》

- ・公園やグラウンドや広場は、災害時における重要な活動拠点として維持していく必要がある。
- ・避難場所になり得る十分な機能を有した緑地の確保が求められる。

◆《犀川沿いの桜》

- ・桜並木は環境、景観面での効能から、既設区間を維持していく必要がある。

◆《中山道/美江寺周辺・小簾紅園》

- ・中山道の市の顔となるような場所について、重点的に整備を行っていくことが求められる。

◆歴史的資産《小簾紅園》

- ・歴史的価値を継承していくために、保全・活用する必要がある。

◆《五六川、犀川》

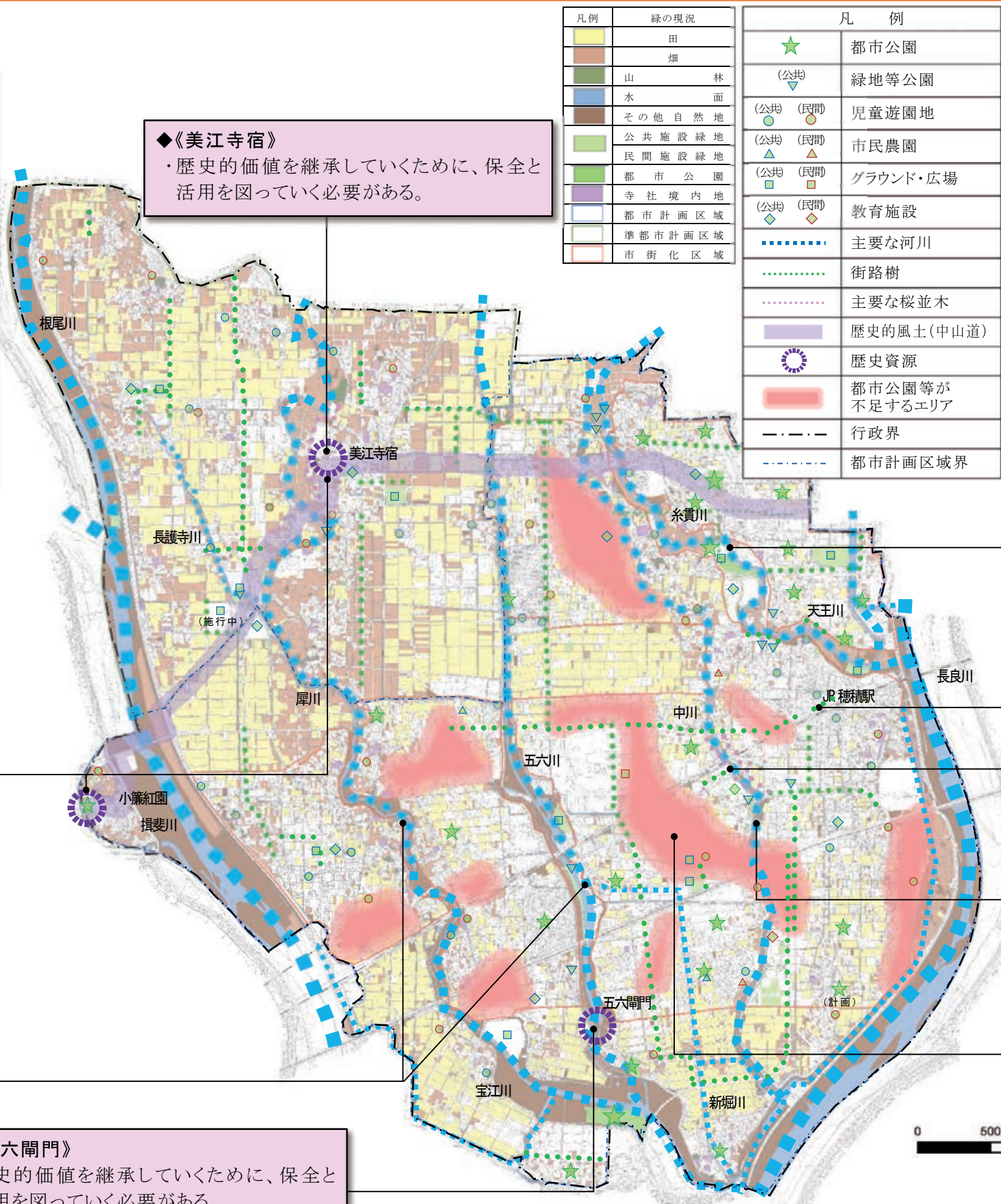
- ・河川緑地は、多機能を有する空間として、今後も活用する必要がある。

◆《五六閘門》

- ・歴史的価値を継承していくために、保全と活用を図っていく必要がある。

◆《美江寺宿》

- ・歴史的価値を継承していくために、保全と活用を図っていく必要がある。



凡例	緑の現況
	田
	畑
	山林
	水面
	その他自然
	公共施設緑地
	民間施設緑地
	都市公園
	寺社境内地
	都市計画区域
	準都市計画区域
	市街化区域

凡例	
	都市公園
	(公共) 緑地等公園
	(民間) 児童遊園地
	(公共) 市民農園
	(民間) グラウンド・広場
	(公共) 教育施設
	(民間) 教育施設
	主要な河川
	街路樹
	主要な桜並木
	歴史的風土(中山道)
	歴史資源
	都市公園等が不足するエリア
	行政界
	都市計画区域界

◆《市内全域》

- ・市の特徴(水、農地、歴史、人口増等)を取り込んだ個性あるまちづくりに緑を活用することが必要である。
- ・多様な主体の参画や多様な手法による緑のまちづくり推進を推進する必要がある。

◆《糸貫川》

- ・河川緑地は、複数の機能を有する空間として、今後も活用することが必要である。

◆《穂積駅周辺》

- ・駅周辺など、まちの顔となるような場所について、重点的に整備を行っていく必要がある。

◆《中川の桜》

- ・桜並木は環境、景観面での効能から、既設区間を維持していく必要がある。

◆《中川》

- ・河川緑地は、多機能を有する空間として、今後も活用する必要がある。

◆《公園が不足するエリア》

- ・市街化区域内で公園が不足しているエリアでは、公園の整備を推進する必要がある。(赤色部分)



図 5-2-2 緑の評価図